

## 児童扶養手当などの制度をご利用ください

制度の利用に際しては、それぞれ所得制限がありますのでご注意ください。

### 児童扶養手当

父母の離婚、死亡などにより父または母と生計を同じくしていないか、父または母に一定の障害のある子どもを育てている方に、子どもが18歳になった年度末(子どもが政令で定める障害があるときは20歳)まで支給される手当です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

次のいずれかに該当する子どもを育てている父または母、養育者に支給されます。

- 父母が婚姻を解消した子ども
- 父または母が死亡した子ども
- 父または母に一定の障害がある子ども
- 父または母の生死が明らかでない子ども
- 父または母に1年以上遺棄されている子ども
- 父または母が法令により1年以上拘禁されている子ども
- 母が婚姻によらないで妊娠した子ども
- ※婚姻には、婚姻届を提出していないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合(内縁関係など)を含みます。

次のような場合には受けられません。

- 申請する方や子どもが日本国内に住所を有さないとき
- 申請する方が公的年金を受けることができるとき

- 子どもが父または母の死亡について支給される公的年金を受けることができるとき
- 子どもが父または母に支給される公的年金の額の加算の対象となっているとき
- 子どもが児童福祉施設などに入所しているとき
- ※今年度から障害年金の子どもの加算については、子どもの加算額を児童扶養手当額が上回る場合に、児童扶養手当を選択して受給できるようになりました。
- ▶**問い合わせ** 子育て支援課子育て支援担当(内線262)

### ひとり親家庭等医療費支給

ひとり親家庭などで子どもを育てている方(養育者を含む)と子どもに対し、医療費の一部が支給される制度です。申請を受け付けた日から支給の対象になります。

- ▶**問い合わせ** 保険年金課医療担当(内線226・227)

### 特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障害がある20歳未満の子どもを育てている方に支給される手当です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

次のような場合は受けられません。

- 申請する方や子どもが日本国内に住所を有さないとき
- 子どもが障害による公的年金を受けることができるとき
- 子どもが児童福祉施設などに入所しているとき
- ▶**問い合わせ** 子育て支援課子育て支援担当(内線262)

## 浮き城のまち景観賞審査委員会の委員の募集します

市では、住む人にとっても、訪れる人にとっても「やさしく都市風景」を目指し、景観に配慮したまちづくりを推進していくため、市内に存在する建築物や自然景観などの優れた景観を表彰する「浮き城のまち景観賞」を実施しています。この応募作品を審査するための組織として、市民の皆さんや学識経験者などからなる「浮き城のまち景観賞審査委員会」を設置し、このたび、市民の皆さんから委員会委員を募集します。

- ▶**応募資格** 応募日現在、次のすべてに該当する方
  - ・本市に1年以上居住しており、景観について関心のある方
  - ・満18歳以上で平日昼間の会議に出席できる方
 ただし、次の方は応募できません。
  - (1)すでに本市の審議会などの委員の職にある方
  - (2)市職員および市議会議員

- ▶**募集人数** 1人
- ▶**任期** 委嘱した日(9月予定)から2年間
- ▶**応募方法** 住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号を明記のうえ、市内の景観に関する考え方(400字程度)を記入した書類(様式自由)を7月29日(金)までに直接または郵送でまちづくり推進課に提出してください。
 

【持参・郵送】〒361-0052 行田市本丸2-20 行田市まちづくり推進課
- ▶**選考方法** 書類審査のうえ決定し、結果は全員にお知らせします。
- ▶**その他** 引き続き作品も募集しています。
- ▶**問い合わせ** 同課計画担当 ☎550-1550

## 行田市都市再生整備計画事業評価委員会の委員を募集します

市では、平成19年度から5カ年計画で「行田市文化ゾーン地区都市再生整備計画」を作成し、国の交付金を受けて事業を行っています。今年度、計画期間が終了することから、実施事業の検証や、今後のまちづくり方策について議論を行う組織として、市民の皆さんや学識経験者などからなる委員会を設置し、このたび、委員会委員を募集します。

- ▶**応募資格** 応募日現在、次のすべてに該当する方
  - ・本市に1年以上居住しており、まちづくりについて関心のある方
  - ・満18歳以上で平日昼間の会議(2回程度)に出席できる方
 ただし、次の方は応募できません。
  - (1)すでに本市の審議会などの委員の職にある方
  - (2)市職員および市議会議員
- ▶**募集人数** 2人
- ▶**任期** 委嘱した日から審議終了まで(8月~11月予定)
- ▶**応募方法** 住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号を明記のうえ、応募理由および行田市のまちづくりに関する考え方(400字程度)を記入した書類(様式自由)を7月25日(月)までに直接または郵送でまちづくり推進課に提出してください。
 

【持参・郵送】〒361-0052 行田市本丸2-20 行田市まちづくり推進課
- ▶**選考方法** 書類審査のうえ決定し、結果は全員にお知らせします。
- ▶**その他** 行田市文化ゾーン地区都市再生整備計画の内容は、市ホームページおよび市政情報コーナーで公開しています。
- ▶**問い合わせ** 同課計画担当 ☎550-1550